

バーリ＝ミーンズ「経営者支配論」 の今日的意義

若 林 政 史

はじめに

近代株式会社制度は、19世紀中期に完成し、その後幾度かの部分的修正を行ったものの、その基本構造は今日まで継承されている。この株式会社制度の基本構造に最初にメスを加えたのが、有名なバーリ＝ミーンズの『近代株式会社と私有財産』1932年であろう。その後今日まで50余年に渡りバーリ＝ミーンズ理論は、所有と経営の分離論、所有と支配の分離論として研究され論争されている。バーリ＝ミーンズ理論の意味と意義については様々な解釈が行われている。そこで本稿は、バーリ＝ミーンズのいう経営者支配論の意味を筆者なりに明らかにし、併せて今日的意義を展望しようとするものである。

1. 株式会社の本来の姿

バーリ＝ミーンズ理論の基本的特徴は持株比率の分析を通じて株式会社の理論と現実あるいは株式会社の本来の姿と現実の姿とのギャップを明らかにしたことであろう。

株式会社とは本来どのようなものであったであろうか。バーリ＝ミーンズはいう。「19世紀の典型的事業体 (typical business unit) は、個人または小人数からなるグループに所有され、彼ら自ずからかまたは彼らの任命した代理人により経営されていた。⁽¹⁾」このような事業体つまり会社を動かしていた経済原理

(1) A.A. Berle and C.C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932, p.

2 北島三郎訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店 昭和46年、3ページ。

は、アダム・スミスの自由放任経済原理であった。すなわち「もし個人が、自由に自己の財産を利用し、この財産の利用から生ずるあらゆる成果を受取る権利が保証されるならば、私利を得ずなわち利潤を求める個人の欲望が、自己の所有する産業財産を最大限に効率的に活用させる有効な誘因となるであろうと想定されていたのである。」⁽²⁾ パーリ＝ミーンズは、株式会社の本来の姿を、私有財産の集合とみなし会社の経済活動とは私有財産の増殖活動とみなすのである。

ここで所有・経営・支配の概念を述べておきたい。会社に私的財産を提供した株主は、集団として会社財産の所有者とみなされる。所有とは、物的財産を含めて会社財産を使用し収益をあげ処分することである。経営という概念をこの所有との関連でいえば、経営とは自己の財産か他人の財産かを問わず会社財産を使用し収益をあげる行為といえよう。会社は、本来、所有者が自ずから経営していた。これを所有と経営の一致という。しかし所有者は自ずから経営を行わず代理人に行わせることもあった。所有と経営の分離である。この場合には、新たに支配という概念で説明される。支配とは経営者の任免権である。私有財産制度は、この支配権を所有者に帰属させている。このように所有者が支配権をもつことを所有者支配または所有と支配の一致という。したがって経営を代理人に行わせても、所有者は支配権を保持しているのである。

このようにみると、株式会社の本来の姿とは、所有と経営が一致している場合と所有と経営とが分離している場合とがあるが、いずれの場合にも所有者支配である、ということができる。

2. 実証的研究

株式会社は、当初、小規模な所有者支配であった。ところがその後、産業革命による技術革新、市場の拡大、カルテル・トラスト・コンツェルンの資本集中等により株式会社は巨大化し、ビッグ・ビジネスの時代を迎えた。パーリ＝ミーンズは、すでにビッグ・ビジネスの時代に突入していた1920年代において、

(2) *ibid.*, p. 8 前掲訳, 9~10 ページ。

本来の姿である所有者支配の株式会社はどれだけあるのかを明らかにするために有名な実証的研究を行った。

バーリ＝ミーンズの実証的研究として、持株比率のみ取上げられることがあるが、他にマクロ的分析も併せて行っている。そこでまずこの分析を概観しておきたい。

第1. 政府資料によれば1922年における全米主要会社4367社は、若干の例外はあるが、会社の資本金規模が大きくなるほど経営者の持株比率は低くなっていることつまり所有権の分散が進んでいることを示す。⁽³⁾

第2. 株式所有権の分散を株主数でみると、全米総株主数は1900年の400万人から1929年には1800万人へと急増している。⁽⁴⁾

第3. 会社が支払う配当の受取人をみると、会社の支払う全配当額のうち高額所得者15000人が受取った割合は、1916年は57.2%であったが1927年は35%に低下した。他方、高額所得者以外の中産階級の受取割合は、1916年22%から44%に増加した。⁽⁵⁾

第4. 国民の貯蓄との関係が分析されている。1928年相続税の対象となる全遺言検証済財産をみると、不動産33%、政府債権8%、会社証券(ほとんどが巨大会社)が59%であった。⁽⁶⁾

資本はかつて一部の限られた富裕階級により供給されていた。しかし上記のマクロ・データは、資本の大衆化と所有権の分散が大規模に進行していることを示している。この分析に続いて有名な持株比率の分析が行われる。

第5. 持株比率の分析。所有権の大規模な分散という社会の大変革を示したうえで、1920年後半のアメリカ大会社200社の持株比率の分析を行う。⁽⁷⁾

(3) *ibid.*, pp.50~51. 前掲訳, 65~67 ページ。

(4) *ibid.*, pp.53~54. 前掲訳, 68~69 ページ。

(5) *ibid.*, pp.76~79. 前掲訳, 76~79 ページ。

(6) *ibid.*, p.64. 前掲訳, 81 ページ。

(7) *ibid.*, p.94. 前掲訳, 116~117 ページ。

アメリカ最大200社の支配形態(1925~29年)

	会社数に対する割合	資産に対する割合
① 所有者支配	6%	4%
② 過半数支配	5	2
③ 法的支配	21	22
④ 少数持株支配	23	14
⑤ 経営者支配	44	58
⑥ 管財人管理	1	僅少
	100	100

① ほとんど完全な所有による支配

これは、個人企業にみられるもので個人または少人数の集団が株式の100~81%を所有し、この所有にもとづく支配を行っている。

② 過半数支配

これは、個人または少人数の集団が過半数(51~80%)の株式を所有し支配力を行使する。

③ 法律的手段による支配

過半数の持株を所有していないが、持株会社によるピラミッド型支配、無議決権優先株、議決権信託など法律的手段によって会社を支配する。

④ 少数持株支配

株式が広く分散している場合、個人または少人数の集団の持株比率が過半数でなく少数であっても会社を事実上支配することができる。経営者が強力であれば、少数持株者と経営者が支配を分割し、「共同支配(joint control)」が成立することもある。

⑤ 経営者支配

株式が極度に分散されてくると、会社を支配するだけの持株をもつ個人または集団は存在しなくなる。株主はある程度まとまった持株を所有しなければ、株主総会において効果的に株主権を行使することはできない。そこで株主は、通常、委任状により自分の議決権を経営者に委任する。その結果「大抵の場合、

株主は単にゴム印 (rubber stamp) の役割を演ずるにすぎない。⁽⁸⁾ ことになる。他方、本来は株主の代理人にすぎない経営者は、形骸化した株主に代わって独自の判断で後継者や役員を指名するつまり支配力をもつことになる。これを経営者支配 (management control) という。

アメリカのビック・ビジネスの44%は経営者支配であり、本来の所有者支配は合計11%にすぎない。かくしてバーリ＝ミーンズはいう。

「アメリカの大会社では、株式所有権の分散が増大するにつれて、会社支配に関して新しい事態が出現したことは明白となった。これら大会社の大部分において支配力を握っているのは、もはや支配的所有者ではない。むしろ支配的所有者は存在しない。支配は、所有権とほとんど関係なく存続している。⁽⁹⁾」

アメリカ経済を支える株式会社は、本来の姿である所有者支配によってではなく、株式会社制度が全く想定していなかった経営者支配によって、活動しているということである。

3. 経営者支配論のもつ意味

バーリ＝ミーンズ理論は、経営者支配という事実を明らかにした研究としてのみ取り上げられることがある。しかしバーリ＝ミーンズ理論全体からみると、この経営者支配という事実は理論の一部であり出発点にすぎない。バーリ＝ミーンズ理論は、(1) 経営者支配の指摘に続いて (2) 経営者はどのようにして支配権を集中させてきたか (3) 経営者支配は既成の理論や制度にどのような意味をもつか、という内容から構成されている。

このうち(2) について、バーリ＝ミーンズは、経営者は所有者の所有権をいかに形骸化させているかという観点から経営者を把えており、経営者の積極的な意義や役割についてはほとんど言及していない。経営者論には問題が多い。しかし重視すべきことは(3)の経営者支配の意味である。これについて以下述べていきたい。

(8) *ibid.*, p.89. 前掲訳, 110 ページ。

(9) *ibid.*, p.117. 前掲訳, 142 ページ。

パーリ=ミーンズは、経営者支配の意味については (1) 法学的意味 (2) 経済学的意味に分けて展開している。

3-1 法学的意味

法律では会社を私有財産の集合とみなしている。会社に財産を提供した株主は集団として所有者となる。所有者は、自己の財産である土地・建物などを使用し収益をあげ処分することができるのと同様に自己の財産である会社財産を使用し収益をあげることつまり会社を経営し処分することもできる。収益をあげるために所有者以外の他人の労働を必要とする場合には、所有者は増加した資産価値から他人の労働に対する対価である諸費用を支払い、この余剰を利潤あるいは収益として掌中に収める。これが、利潤の本来の意味である。

ところが新しく出現し大きなウェイトを占めるに至った経営者支配では、株主は名目的な所有権をもつが、会社財産に対する実質的支配力は株主ではなく経営者のものとなった。パーリ=ミーンズは、前者の名目的な所有権を消極財産、後者の実質的支配力を積極財産と呼ぶ。経営者支配は、本来一体であった私有財産が2つに核分裂していることを示すのである。

株式会社制度は、消極財産と積極財産あるいは所有と支配とが一体となっていることを前提として設置されたものである。財産の核分裂は、株式会社制度のよって立つ私有財産という基盤を破壊させたのである。基盤が破壊された以上、その基盤の上に立つ株式会社理論もまた再定義されなければならない。パーリ=ミーンズはいう。「財産という原子の破壊は、利潤追求こそ、産業財産の所有者をして、産業財産を効率的に利用させる刺激となるという古い仮説を根底から破壊した。」⁽¹⁰⁾

3-2 経済学的意味

次に経済学的意味をみていこう。現在経済学で用いられている諸概念や諸用語はほとんどアダム・スミスの時代つまり所有者支配の時代を説明するための

(10) *ibid.*, p. 9. 前掲訳, 10 ページ。

ものである。「私有財産・私企業・個人的創意・利潤動機・富・競争—こういった概念は、彼の（アダム・スミスの一筆者注）時代の経済を説明するために用いた概念である。……ところで、こうした用語は正確ではなくなり、大規模な株式会社によって遂行されている近代企業の説明を誤解（mislead）させることになる。このような用語や概念を残しても、アメリカの経済組織の支配的部分に適用することはできない。変化した諸関係を説明する新しい用語（new terms）が必要となってきた。⁽¹¹⁾」

私企業（private enterprise）—アダム・スミス時代の私企業は、個人または数人のパートナーが積極的に企業活動に従事していた。労働者を雇用しても直接自分の指揮下においていた。しかし今日の大企業は無数の株主、労働者、消費者等を結合させており、企業の内容は一変した。したがって私企業という概念は不適切である。法人企業（corporate enterprise）という概念を使うべきである。法人企業とは、産業の指導者である経営者の指揮のもとで、労働者・消費者・資本供給者など莫大な数の個人からなる組織的活動（organized activity）⁽¹²⁾である。

個人の創意（individual initiative）—今日の株式会社では軍隊と同様に厳密な個人主義あるいは個人の創意を基礎にして経営されていると考えることは非現実的である。今日の株式会社を動かしているものは、個人主義ではなく協同（cooperation）⁽¹³⁾であり、専制君主に対するのと同様の権限の受容である。

利潤動機（profit motives）—伝統的に経済学は、私企業活動の動機を利潤とみなしてきた。利潤動機は、社会が欲求する諸財貨の生産と分配を自動的に効率的に行うとみなされてきた。しかし今日の巨大な株式会社の行動動機をアダム・スミス時代の小規模な商人の動機と同一視して説明することはあまりにも時代錯誤であろう。むしろ新世界を征服せんとしたアレキサンダー大王の動機（the motives of an Alexander the Great）を研究した方が学び得るところが

(1) ibid, p 345. 前掲訳, 437 ページ。

(2) ibid, pp 346~347. 前掲訳, 441 ページ。

(3) ibid, p 349. 前掲訳, 441~442 ページ。

多いはずだ。⁽¹⁴⁾

このようにみると近代株式会社をこれらの概念を用いて説明することは不適切となった。新しい概念や用語を創造しなくてはならない、とりわけ根本的に重要なことは株式会社の新概念 (the new concept of the Corporation) を創造することである。

4. 株式会社の新概念

バーリ＝ミーンズが経営者支配論から導きだしたものは、「株式会社とは何か」ということを再定義することであった。ここで3つの代替案を提示する。

第1は、伝統的な所有者支配論を継承することである。会社は株主のものであり会社は株主のために経営されなければならないということである。そうすると経営者は、単に一時的に資金を供給する以外会社に対して何ら貢献活動を行わず、したがって会社に対して無責任な言動しかできない株主のためになぜ汗水を流さなくてはならないのか。

第2は、所有と支配の分離を認め、株主には名目的所有権を与え、経営者には絶対的実質的支配力を与えるというものである。株主は、私有財産の修正としてこの考えを受容すべきである。

バーリ＝ミーンズは、いずれも受入れられるものではないとして、第3の道を提示する。この第3の道こそ バーリ＝ミーンズが経営者支配論から導きだした結論に他ならない。

バーリ＝ミーンズは、アメリカと同様、ドイツの大企業を説明したウォルター・ラテナウ (Walter Rathenau) の見解を支持する。

『「永久の所有者」というものは存在しない。事業の君主としての役割をもつ無数の構成員 (株主) からなる複雑な構成体 (株式会社) は、現在変化している。……現在の状況は、所有権が非人格化してしまったことを示している。……所有権の非人格化は同時に所有物の客観化を意味する。所有権に対す

(14) *ibid.*, p.350. 前掲訳, 442~443 ページ。

る（社会の）要求とは、（所有権の）このような細分化と流動化である。その結果、企業は、かつては国家、地方自治体、ギルドあるいは宗教団体などで具現していたような、何人にも所屬しない独立の生命体、客観的存在となった。……所有権の非人格化、企業の客観化、所有者からの財産の分離は、企業を性質上国家と類似した1種の制度に変化させるに至った。⁽¹⁵⁾」

このようにバーリ＝ミーンズは、経営者支配の巨大株式会社を、名目的にしる実質的にしる株主という所有者の私有財産としてみるのではなく、何人の所有にも属さない社会制度とみなすのである。そしてこの社会制度の実体は、多様な利害関係者からなる社会組織であり、協同であるとする。

「もし株式会社制度が将来も存続すべきであるとするならば、巨大な株式会社に対する支配は、社会における各種の利害関係者集団の多様な要求に公平に対応し、各集団に対し私的どん欲ではなく社会政策の立場に立って所得の流れを配分する純粋に中立的な技術体系へと発展すべきであると考えられる。むしろこのように発展することが（株式会社制度の存続にとって一筆者注）必要不可欠と思われ⁽¹⁶⁾る。」

ここにおいて、所有者の地位にあった株主は、自己の労働の指示を経営者にまかせて対価として賃金を受取る賃金労働者と同様に、財産の支配を経営者にまかせて配当という賃金を受取る資本賃金の受取人となる。

5. 経営者支配論の意義と今後の課題—むすびに代えて

株式会社は、制度発足当初、所有者支配つまり株主という所有者の私有財産の集合とみなされていた。株式会社の事業活動は、この私有財産の増殖活動とみなされてきた。各人がこのような財産の増殖活動を行えば、見えざる手に導かれ、社会全体として財の効率的配分が行われるという自由放任経済の考え方に立脚していたのである。しかしその後出現した産業革命による技術革新、市場の拡大は、資本の需要量を大幅に増大させた。このような大量の資本は、資

(15) *ibid.*, p.352. 前掲訳, 445 ページ。() は筆者注。

(16) *ibid.*, p.356. 前掲訳, 450 ページ。

本の証券化による資本の社会化によって供給された。この結果、巨大株式会社は、所有者支配という本来の姿に革命的变化を与え、財産所有によらない支配である経営者支配に変貌した。

経営者支配のもつ意味は重大である。財産所有の源泉を求めると、それは資本であるといえる。ゆえに財産所有による支配とは、資本による支配ということが出来る。他方、経営者支配とは、財産所有によらない支配つまり資本を根拠としない支配である。こうしてみると経営者支配とは、従来、経済学や経営学の基本原理とみなしてきた資本の論理との訣別をも意味する。

株式会社の基本構造が、このように根本的に変貌してしまったにもかかわらず、既存の諸制度や諸理論のほとんどは、経営者支配の巨大株式会社を19世紀の所有者支配と同一視し、依然として資本の論理で説明している。株式会社論の今日の課題は、この変貌を直視し、巨大株式会社を私有財産とみなすのではなく、社会制度一組織として説明する理論と制度を創造することである。

バーリ＝ミーンズ理論は以上のようにまとめることができよう。最後に経営者支配論の今後の課題について私見を述べておきたい。

第1. まずバーリ＝ミーンズのいう経営者支配が成立しているかどうかについてである。これについては、バーリ＝ミーンズの研究が公刊されて以来50余年に渡り、内外の多くの研究者の貴重な実証的研究がある。これらの研究は、経営者支配の成立を肯定する説と否定説とがある。

第2. 所有主体の問題である。バーリ＝ミーンズが問題にした所有主体は個人であり、個人株主の極度な分散が経営者支配をもたらした。しかし今日では、個人株主は減少し、法人または会社株主が急増し、会社による会社支配が激増した。そこで経営者支配と会社支配との関係をどう考えるかが課題となる。私見によれば、もし会社株主が、その持株によって支配権を行使すれば、会社支配ということになる。これは、個人が持株によって支配権を行使する所有者支配と根拠は同じである。異なるのは、所有主体が個人か会社かということにすぎない。逆に、会社株主が、その持株の多少にかかわらず、支配権を行使しなければ、経営者支配は成立する。つまり会社株主の問題は、所有主体の問題で

あるのに対し、バーリ=ミーンズの経営者支配は、支配の根拠の問題であり、両者は次元の異なる問題である。したがって会社株主がいかに増加しても、経営者支配は成立することになる。

第3. 上記の課題は、いわゆる所有と支配論または所有と経営の分離論において取り上げられる主要なテーマである。その研究成果は貴重である。しかしバーリ=ミーンズの主張は、経営者支配の指摘にとどまらず、既存の理論や制度の根本的改革を行い、経営者支配を説明する新しい理論と制度を創造することであった。この主張をバーリ=ミーンズが行って以来、いまだ有力な新理論は創造されていない。上記2つの課題は直接には新理論の創造を意味するものではない。バーリ=ミーンズが求めたものは所有者支配の会社観に対応する経営者支配の会社観をうちたてることであった。この主張は、50余年後の今日においてもいまだ実現していないという意味で経営者支配論のもつ今日的意義と課題はますます大きいものと思われる。